

標準報酬月額の設定・改定

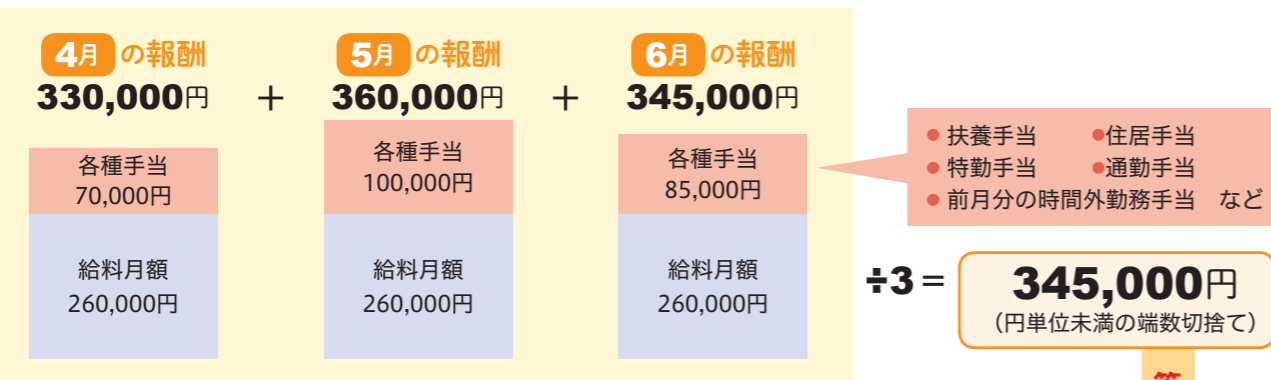
定時決定と随時改定についてお知らせします

定時決定とは

毎年7月1日において、4月から6月までの給料月額と各種手当の支給額を合算し、対象月数で割った平均額を等級表に当てはめて、「標準報酬月額」の見直しを行います。これを定時決定といひ、決定した「標準報酬月額」は9月から翌年8月まで1年間適用します。

ただし、次に該当する場合は、定時決定は行いません。

- ① 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した場合
- ② 7月から9月までのいずれかの月から標準報酬の改定が行われる場合



等級			報酬月額	標準報酬の月額	標準報酬の月額
短期給付等	退職等年金給付	厚生年金保険			
第18級	第18級	第19級	290,000円以上 310,000円未満	300,000円	13,640円
第19級	第19級	第20級	310,000円以上 330,000円未満	320,000円	14,550円
第20級	第20級	第21級	330,000円以上 350,000円未満	340,000円	15,450円
第21級	第21級	第22級	350,000円以上 370,000円未満	360,000円	16,360円
第22級	第22級	第23級	370,000円以上 395,000円未満	380,000円	17,270円

等級表に当てはめる

この額を元に、9月から1年間の保険料(掛金)を算定します。

標準報酬月額 340,000円 に決定

標準報酬月額は、給付金などの算定の基礎にもなるよ。

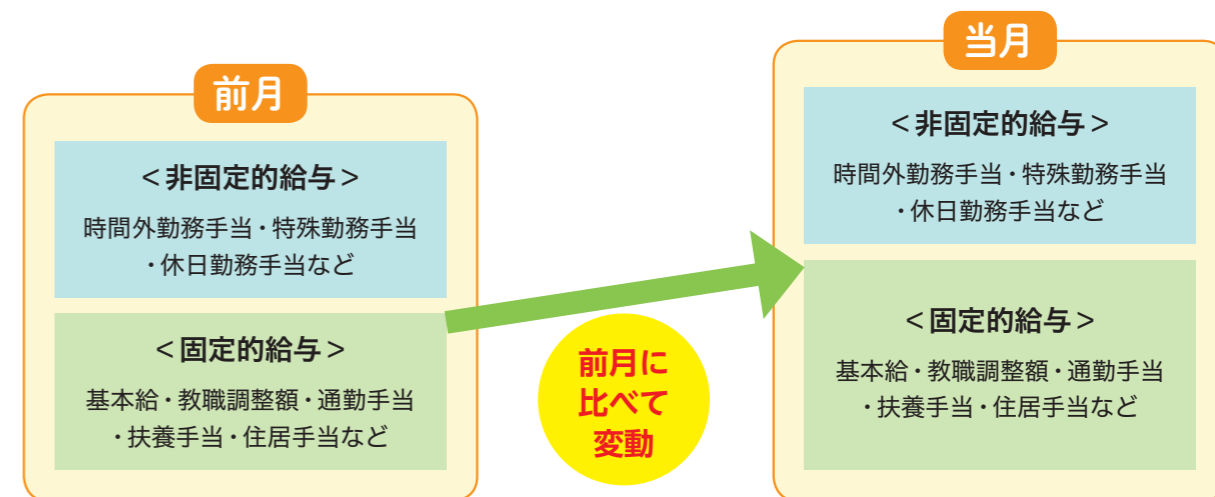


随時改定とは

標準報酬は、定時決定により毎年1回決定しますが、昇給、昇格、人事異動等により、報酬の額が著しく変動したときは、変動があった月を基準として、以後継続する場合、3か月間の報酬の平均額を「標準報酬月額」として4か月目に改定が行われ、その月から翌年の8月(次の定時決定)まで適用します。これを随時改定といいます。(※)

随時改定は、次のいずれにも該当した場合に行われます。

- ① 前月に対し、当月の**固定的給与**に変動があった場合
- ② すでに決定または改定されている標準報酬の等級と、変動があった月から継続した3か月間の報酬の平均により算定した標準報酬の等級に**2等級以上**の差がある場合



4月に昇給すると、随時改定の対象になるんだね。

そのとおり！このときに随時改定が行われなかった場合は、通常通り定時決定を行うよ。



(※) 随時改定の要因となるのは、昇給・昇格により給料月額が変動した場合、人事異動で勤務地の変更に伴い地域手当や通勤手当が変動した場合、扶養手当の増減などが挙げられます。その他、育児休業などから復職して報酬が低下したときは、育児休業等終了時改定が行われます。詳しくは、「かがやき春号(2020年 No.556)」をご確認ください。

(参考) 業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法で定時決定・随時改定を行うと著しく不当であると認められるときは、一定の要件を満たした上で、所属所長の「申立書」および組合員の「同意書」を提出することにより標準報酬を決定・改定することができます。(「保険者算定」といいます。)詳しくは、公立学校共済組合ホームページをご覧ください。(「標準報酬制に関するQ&A集」)

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/kyosai/hyoujunhoushuu/hyouhougaiyou/index.html>



問合せ先 福利厚生課経理担当 ☎03-5320-6822

(※) 介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が対象です。